

国立大学法人鳴門教育大学事務組織規程

平成21年 3 月 31 日

規程第 18 号

改正 平成22年 3 月 24 日規程第15号
平成23年 3 月 31 日規程第15号
平成24年 4 月 9 日規程第38号
平成24年 4 月 16 日規程第46号
平成26年 3 月 24 日規程第11号
平成27年 3 月 25 日規程第29号
平成28年 3 月 28 日規程第34号
平成29年 3 月 8 日規程第73号
平成31年 3 月 27 日規程第77号
令和 2 年 2 月 17 日規程第 4 号
令和 2 年 3 月 19 日規程第19号
令和 3 年 3 月 10 日規程第12号
令和 4 年 3 月 9 日規程第 4 号
令和 5 年 4 月 12 日規程第20号
令和 6 年 4 月 10 日規程第20号
令和 6 年12月11日規程第37号
令和 7 年 3 月 27 日規程第14号
令和 7 年 9 月 10 日規程第38号
令和 8 年 3 月 11 日規程第13号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人鳴門教育大学学則（平成16年学則第1号）第20条の規定に基づき、国立大学法人鳴門教育大学（以下「法人」という。）に置く事務組織（以下「事務組織」という。）について必要な事項を定める。

第2章 組織

(事務局長)

第2条 法人に事務局長を置く。

2 事務局長は、事務組織の事務を掌理する。

(企画調整役)

第3条 法人に企画調整役を置くことができる。

2 企画調整役は、学長の命を受け、法人業務における戦略的企画の統轄及び調整を行う。

(特命部長)

第4条 法人に特命部長を置くことができる。

2 特命部長は、学長の命を受け、特定の事務を掌理するとともに、法人の事務に関して調整を行う。

(部、課及び室)

第5条 法人に次の部を置く。

- (1) 学生支援部
- (2) 企画戦略部
- (3) 法人運営部

2 学生支援部に次の課を置く。

- (1) 教務課
- (2) 学生課
- (3) 入試課

3 前項の課に次の室を置く。

- (1) 学生課に，国際交流室を置く。

4 企画戦略部に次の課を置く。

- (1) 企画課
- (2) 研究支援課
- (3) 地域共創課
- (4) D X推進・広報課

5 前項の課に次の室を置く。

- (1) 研究支援課に，附属図書館事務室を置く。

6 法人運営部に次の課を置く。

- (1) 総務課
 - (2) 人事労務課
 - (3) 財務課
 - (4) 施設課
 - (5) 附属学校課
- (係)

第6条 課又は室に係を置くことができる。

(部長)

第7条 部に部長を置く。

2 部長は，部の事務を掌理するとともに，法人の事務に関して調整を行う。（特命部長の所掌に係るものを除く。）

(次長)

第8条 部に次長を置くことができる。

2 次長は，部長を補佐するとともに，部の事務を処理する。

(課長)

第9条 課に課長を置く。

2 課長は，課の事務を調整し，処理するとともに，他課との連携を図る。

(主幹)

第10条 法人に主幹を置くことができる。

2 主幹は，特定事項の事務を処理する。

(課長補佐)

第11条 課に課長補佐を置くことができる。

2 課長補佐は、課長を補佐するとともに、課の事務を処理する。
(室長)

第12条 室に室長を置く。

2 室長は、上司の命を受け、室の事務を処理する。
(専門員)

第13条 課に専門員を置くことができる。

2 専門員は、上司の命を受け、高度の専門的知識又は経験を必要とする特定の分野の事務を処理するとともに、専門的見地から課長を補佐する。
(係長)

第14条 課又は係に係長を置く。

2 係長は、課又は係の事務を調整し、処理するとともに、上司の命を受け、その他の事務を処理する。

3 係長は、必要に応じて、課内外の係との連携を図る。
(専門職員)

第15条 課に専門職員を置くことができる。

2 専門職員は、上司の命を受け、専門的知識又は経験を必要とする特定の分野の事務及びその他の事務を処理する。
(主任)

第16条 課又は係に主任を置くことができる。

2 主任は、上司の命を受け、係の主要な事務に従事する。

第3章 所掌事務

(教務課)

第17条 教務課は、次の事項に関する事務をつかさどる。

- (1) 教務に関する企画・実施及び総括、並びに連絡調整に関すること。
- (2) 教育課程の編成及び授業に関すること。
- (3) 教授会に関すること。
- (4) 学生の修学に関すること。
- (5) 学生の入学許可に関すること。
- (6) 学生の学籍及び学業成績の管理に関すること。
- (7) 学位に関すること。
- (8) 研究生、科目等履修生、特別聴講学生及び特別研究学生に関すること。
- (9) 教育実習及び介護等体験等に関すること。
- (10) 教育職員免許状に関すること。
- (11) 教員インターンシップ及びフレンドシップに関すること。
- (12) ファカルティ・ディベロップメントに関すること。
- (13) 教育実習総合支援センター及び長期履修学生支援センターに関すること。
- (14) 遠隔教育に関すること。
- (15) 課の所掌事務に係る調査統計に関すること。
- (16) その他課の所掌事務に関し上司の命を受けた事項に関すること。

(学生課)

第18条 学生課は、次の事項に関する事務をつかさどる。

- (1) 学生指導に関する総括、及び連絡調整に関すること。
- (2) 学生の総合相談に関すること。
- (3) 学生の正課外教育に関すること。
- (4) 学生及び学生団体の指導監督に関すること。
- (5) 学生の諸証明（他の課の所掌に係るものを除く。）に関すること。
- (6) 課外活動施設の管理運営に関すること。
- (7) 学生の福利厚生に関すること。
- (8) 学生の厚生施設の管理運営及び厚生事業に関すること。
- (9) 学生宿舎の管理運営に関すること。
- (10) 学生の奨学金に関すること。
- (11) 入学料及び授業料の免除並びに猶予に関すること。
- (12) 寄宿料の免除に関すること。
- (13) 学生の保健管理に関すること。
- (14) 学生の旅客運賃割引証に関すること。
- (15) 教員教育国際協力センター、キャリア支援センター及び心身健康センター（他の課の所掌に係るものを除く。）に関すること。
- (16) 国際交流（他の課の所掌に係るものを除く。）に関すること。
- (17) 外国人留学生に関すること。
- (18) 学生に対する進路指導及び就職に関すること。
- (19) 学生のボランティア活動の支援・推進に関すること。
- (20) 課の所掌事務に係る調査統計に関すること。
- (21) その他課の所掌事務に関し上司の命を受けた事項に関すること。

（入試課）

第19条 入試課は、次の事項に関する事務をつかさどる。

- (1) 入学者選抜に関する総括、及び連絡調整に関すること。
- (2) 大学院及び学部の学生募集に関すること。
- (3) 大学院及び学部の入学者選抜に関すること。
- (4) 大学入学共通テストに関すること。
- (5) 入学者選抜に係る調査統計に関すること。
- (6) 課の所掌事務に係る調査統計に関すること。
- (7) その他課の所掌事務に関し上司の命を受けた事項に関すること。

（企画課）

第20条 企画課は、次の事項に関する事務をつかさどる。

- (1) 経営的な戦略事業の企画、立案、申請に関すること。
- (2) 大学の将来構想及び大学改革に係る企画・立案に関すること
- (3) 他大学・他機関（海外を除く。）との連携に関すること。
- (4) 中期目標及び中期計画の策定に関すること。
- (5) 自己点検・評価、外部評価及び第三者評価に関すること。
- (6) I R（インスティテューショナル・リサーチ）に関すること。

- (7) 課の所掌事務に係る調査・統計に関すること。
- (8) その他課の所掌事務に関し上司の命を受けた事項に関すること。
- (9) その他学長が戦略的に推進することが必要と認めた事項に関すること。

(研究支援課)

第21条 研究支援課は、次の事項に関する事務をつかさどる。

- (1) 学びの多様化学校に関すること。
- (2) 臨床教育学研究開発機構に関すること。
- (3) 教員養成DX推進機構の事務に関すること。
- (4) セルフデザイン型学修支援センター，遠隔教育推進センター及び教師のためのAI・DS研究開発センターに関すること。
- (5) 競争的資金に関すること。
- (6) 科学研究費補助金，受託研究及びプロジェクト研究（他の課の所掌に係るものを除く。）に関すること。
- (7) 寄附金に関すること。
- (8) 知的財産・産学連携に関すること。
- (9) 附属図書館と学内外の学術情報機関との連絡調整に関すること。
- (10) 学術情報の調査及び提供に関すること。
- (11) 課の所掌事務に係る調査統計に関すること。
- (12) その他課の所掌事務に関し上司の命を受けた事項に関すること。

(地域共創課)

第22条 地域共創課は、次の事項に関する事務をつかさどる。

- (1) 地域共創に関する総括及び連絡調整に関すること。
- (2) 小学校英語教育センター及び独立行政法人教職員支援機構鳴門教育大学センターに関すること。
- (3) 大学の地域連携及び地域貢献に関すること。
- (4) 公開講座等生涯学習に関すること。
- (5) 大学開放推進事業に関すること。
- (6) 教員免許状更新講習に関すること。
- (7) 教育支援講師・アドバイザー派遣制度に関すること。
- (8) 四国5大学連携事業（他の課の所掌に係るものを除く。）に関すること。
- (9) 課の所掌事務に係る調査統計に関すること。
- (10) その他課の所掌事務に関し上司の命を受けた事項に関すること。

(DX推進・広報課)

第23条 DX推進・広報課は、次の事項に関する事務をつかさどる。

- (1) 広報戦略及び広報（他の課の所掌に係るものを除く。）の実施に関すること。
- (2) 事務のデジタル推進に関する総括及び連絡調整に関すること。
- (3) デジタル技術を活用した事務業務の効率化及び高度化に関すること。
- (4) 情報基盤に関する企画・立案及び連絡調整に関すること。
- (5) 情報セキュリティ対策に関する企画・立案及び連絡調整に関すること。
- (6) 情報基盤センターに関すること。

- (7) 入試広報の実施に関する事。
 - (8) 課の所掌事務に係る調査・統計に関する事。
 - (9) その他課の所掌事務に関し上司の命を受けた事項に関する事。
 - (10) その他学長が戦略的に推進することが必要と認めた事項に関する事。
- (総務課)

第24条 総務課は、次の事項に関する事務をつかさどる。

- (1) 法人の事務に関する総括、及び必要に応じた法人の事務に関する連絡調整に関する事。
 - (2) 役員会、経営協議会、教育研究評議会、学長選考・監察会議、総務委員会その他会議(他の係の所掌に係るものを除く。)の事務に関する事。
 - (3) 渉外に関する事。
 - (4) 役員及び事務局長の秘書業務に関する事。
 - (5) 同窓会等との連携に関する事。
 - (6) 鳴門教育大学基金の事務の総轄に関する事。
 - (7) 文書・法規に関する事。
 - (8) リスクマネジメントに関する事。
 - (9) 課の所掌事務に係る調査・統計に関する事。
 - (10) 他の課の所掌に属さない事務の処理に関する事
 - (11) その他課の所掌事務に関し上司の命を受けた事項に関する事。
- (人事労務課)

第25条 人事労務課は、次の事項に関する事務をつかさどる。

- (1) 人事計画に関する事。
 - (2) 服務に関する事。
 - (3) 給与・報酬に関する事。
 - (4) 共済組合に関する事。
 - (5) 課の所掌事務に係る調査・統計に関する事。
 - (6) その他課の所掌事務に関し上司の命を受けた事項に関する事。
- (財務課)

第26条 財務課は、次の事項に関する事務をつかさどる。

- (1) 予算・決算に関する事。
 - (2) 経理に関する事。
 - (3) 調達に関する事。
 - (4) 出納に関する事。
 - (5) 検収に関する事。
 - (6) 課の所掌事務に係る調査・統計に関する事。
 - (7) その他課の所掌事務に関し上司の命を受けた事項に関する事。
- (施設課)

第27条 施設課は、次の事項に関する事務をつかさどる。

- (1) 施設に関する事。
- (2) 環境マネジメントに関する事。

- (3) 資産に関すること。
- (4) 課の所掌事務に係る調査・統計に関すること。
- (5) その他課の所掌事務に関し上司の命を受けた事項に関すること。

(附属学校課)

第28条 附属学校課は、附属学校に関する事務をつかさどる。

第4章 補則

(連合研究科の事務)

第29条 兵庫教育大学大学院連合学校教育学研究科の事務は、その内容に応じ、各課において処理するものとする。

(細則)

第30条 この規程に定めるもののほか、事務組織の事務分掌については、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成21年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 国立大学法人鳴門教育大学事務局組織規程（平成16年規程第87号）は、施行日をもって廃止する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月9日から施行する。ただし、第15条第12号の改正規定は、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成24年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則
この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則
この規程は、令和5年4月12日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則
この規程は、令和6年4月10日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附 則
この規程は、令和7年1月1日から施行する。

附 則
この規程は、令和7年4月1日から施行する。

附 則
この規程は、令和8年4月1日から施行する。

附 則
この規程は、令和8年4月1日から施行する。